

諸 外 国 の 失 業 扶 助 制 度 (未定稿)

国	根拠法令	管理運営主体	財源	対象者	受給要件	給付内容																									
イギリス (所得調査制求職者給付)	求職者給付法	○管理運営は雇用年金省 ○給付は同省雇用庁(ジョブセンター・プラス)	○全額国庫	○原則として18歳以上年金受給年齢(男65歳、女60歳)未満の失業者であって、イギリスに居住している者	○職業に就いていない又は週平均16時間以上の就労をしていないこと ○週40時間以上就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること ○パーソナル・アドバイザー(個別相談員)と求職者協定を締結し、2週間に1度ジョブセンター・プラス(公共職業紹介及び各種給付サービス機関)に来所すること ○現在フルタイムの教育を受けていないこと ○拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること ○資産が8,000ポンド以下であること ○週24時間以上労働している配偶者がいないこと	○世帯の週当たりの必要額を標準化した適用額(個人手当、加算金)を基に支給 ・収入が全くない者には適用額をそのまま支給 ・収入がある者には適用額から受給者の週当たりの収入を差し引いた額を支給 適用額(個人手当) (ポンド/週) <table><tr><td rowspan="3">単身者</td><td>18歳未満</td><td>32.90</td></tr><tr><td>18～24歳</td><td>43.25</td></tr><tr><td>25歳以上</td><td>54.65</td></tr><tr><td rowspan="2">一人親</td><td>18歳未満</td><td>32.90</td></tr><tr><td>18歳以上</td><td>54.65</td></tr><tr><td rowspan="6">夫婦</td><td>両者とも18歳未満</td><td>32.90</td></tr><tr><td>両者とも18歳未満、一人が障害者</td><td>43.25</td></tr><tr><td>両者とも18歳未満、子供が一人</td><td>65.30</td></tr><tr><td>一人が18歳未満、一人が18～24歳</td><td>43.25</td></tr><tr><td>一人が18歳未満、一人が25歳以上</td><td>54.65</td></tr><tr><td>両者とも18歳以上</td><td>85.75</td></tr></table> その他、障害児、介護者等がいる場合の加算金あり ○受給期間は、資力調査により低所得であることが確認されるとともに、求職者要件を満たしていれば無制限	単身者	18歳未満	32.90	18～24歳	43.25	25歳以上	54.65	一人親	18歳未満	32.90	18歳以上	54.65	夫婦	両者とも18歳未満	32.90	両者とも18歳未満、一人が障害者	43.25	両者とも18歳未満、子供が一人	65.30	一人が18歳未満、一人が18～24歳	43.25	一人が18歳未満、一人が25歳以上	54.65	両者とも18歳以上	85.75
単身者	18歳未満	32.90																													
	18～24歳	43.25																													
	25歳以上	54.65																													
一人親	18歳未満	32.90																													
	18歳以上	54.65																													
夫婦	両者とも18歳未満	32.90																													
	両者とも18歳未満、一人が障害者	43.25																													
	両者とも18歳未満、子供が一人	65.30																													
	一人が18歳未満、一人が18～24歳	43.25																													
	一人が18歳未満、一人が25歳以上	54.65																													
	両者とも18歳以上	85.75																													
	1ポンド ≒203円 (2006.1.19)																														

国	根拠法令	管理運営主体	財源	対象者	受給要件	給付内容														
ドイツ (失業給付Ⅱ)	社会法典 第3編 1ユーロ ≒139円 (2006.1.19)	○連邦雇用庁	○全額国庫	○失業保険給付期間が終了し、資力調査により生活困窮の状態にあると認められる者	○公共職業安定所に失業の届出をしていること ○申請前に失業保険を受給しており、かつ、失業保険受給権が消滅していないこと ○生活困窮者であること ○65歳未満であること ○従来の社会扶助制度対象者のうち就労できる者であること(2004年1月～)	○西独地域について、月額345ユーロ(ただし、14歳未満の子供がいる場合は207ユーロを、14歳以上18歳未満の子供がいる場合は276ユーロを、配偶者がいる場合は311ユーロをそれぞれ加算。) ○東独地域については、西独地域よりわずかに低い金額となる。 ○支給期間は必要性が認められる限り無期限。														
フランス (連帯失業手当(ASS))	労働法典 1ユーロ ≒139円 (2006.1.19)	○制度管理は国 ○事業の管理運営は商工業雇用協会及び全国商工業雇用協会	○全額国庫	○失業手当の受給期間が終了した長期失業者	○過去10年間に5年以上就業していたこと ○求職活動を行っていること (55歳以上は求職活動不要) ○申請時に一定以上の収入がないこと	[単身者] <table><tr><th>月間収入</th><th>給付月額</th></tr><tr><td>542.40ユーロ未満</td><td>406.80ユーロ</td></tr><tr><td>542.40ユーロ以上 949.20ユーロ未満</td><td>949.20ユーロ-収入</td></tr><tr><td>949.20ユーロ以上</td><td>0</td></tr></table> [夫婦] <table><tr><td>1,084.80ユーロ未満</td><td>406.80</td></tr><tr><td>1,084.80ユーロ以上 1,491.60ユーロ未満</td><td>1,491.60ユーロ-収入</td></tr><tr><td>1,491.60ユーロ以上</td><td>0</td></tr></table> ①55歳以上で労働期間20年以上、②57.5歳以上で労働期間10年以上、又は③老齢年金への保険料納付期間が160四半期以上の者は、177.30ユーロの割増給付を受けることができる。 ○給付期間は、収入制限等の給付条件に当てはまる限り支給されるが、条件に適合するかの認定検査は6ヶ月毎に行われる。	月間収入	給付月額	542.40ユーロ未満	406.80ユーロ	542.40ユーロ以上 949.20ユーロ未満	949.20ユーロ-収入	949.20ユーロ以上	0	1,084.80ユーロ未満	406.80	1,084.80ユーロ以上 1,491.60ユーロ未満	1,491.60ユーロ-収入	1,491.60ユーロ以上	0
月間収入	給付月額																			
542.40ユーロ未満	406.80ユーロ																			
542.40ユーロ以上 949.20ユーロ未満	949.20ユーロ-収入																			
949.20ユーロ以上	0																			
1,084.80ユーロ未満	406.80																			
1,084.80ユーロ以上 1,491.60ユーロ未満	1,491.60ユーロ-収入																			
1,491.60ユーロ以上	0																			

諸外国における雇用(失業)保険及び失業扶助の給付額及び国庫負担について

	日本		イギリス		ドイツ		フランス	
	給付額	国庫負担	給付額	国庫負担	給付額	国庫負担	給付額	国庫負担
雇用(失業)保険	約1兆9618億円	約4494億円 (23%)	約5.1億ポンド	0 (0%)	約270億ユーロ	約30億ユーロ (11%)	約167億ユーロ	0 (0%)
失業扶助	-	-	約17.8億ポンド	約17.8億ポンド (100%)	約148億ユーロ	約148億ユーロ (100%)	約24億ユーロ	約24億ユーロ (100%)
合 計	約1兆9618億円	約4494億円 (23%)	約22.9億ポンド	約17.6億ポンド (78%)	約418億ユーロ	約178億ユーロ (43%)	約191億ユーロ	約24億ユーロ (13%)

※ 日本は2003年度決算、イギリス及びドイツは2002年度決算、フランスは2001年度決算の数値。

※ イギリスについては、日本における医療保険、年金、雇用保険等を一体的に提供する保険制度であるが、国庫負担については、制度全体の予定経費の17%を超えない範囲で行うことができるとされている。

※ ドイツについては、失業給付その他雇用促進施策に約565億ユーロ支出され、約56億ユーロが国庫負担で補填されたところである。このため、565億ユーロのうち失業給付が占める割合により、国庫負担による補填額を按分。

※ アメリカについては、事業主都合による離職に対してのみ失業保険給付の対象としており、連邦及び州政府の失業税(事業主のみ負担)を財源としている(例外二州)。

※ オーストラリアについては、全額国庫負担による失業扶助制度があるが、失業保険制度は存在しない。

労働保険特別会計雇用勘定の事務費の推移

(単位:億円)

	平成12年度 (2000)	平成13年度 (2001)	平成14年度 (2002)	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)
合 計	1,084	1,087	1,059	964	958	934
うち業務取扱費	948	960	954	884	885	880
うち施設整備費	136	127	105	80	73	54

- (注) 1. 金額はそれぞれ四捨五入している。
 2. 予算額については、当初予算額を計上。

労働保険特別会計雇用勘定の事務費の概要 (17年度予算)

(単位:億円)

業務取扱費	880
人件費	449
旅費	10
庁費	165
通信専用料	92
電子計算機等借料	102
土地建物借料	31
その他	31
施設整備費	54
事務費計	934

- (注) 1. 金額はそれぞれ四捨五入している。
2. 予算額については、当初予算額を計上。

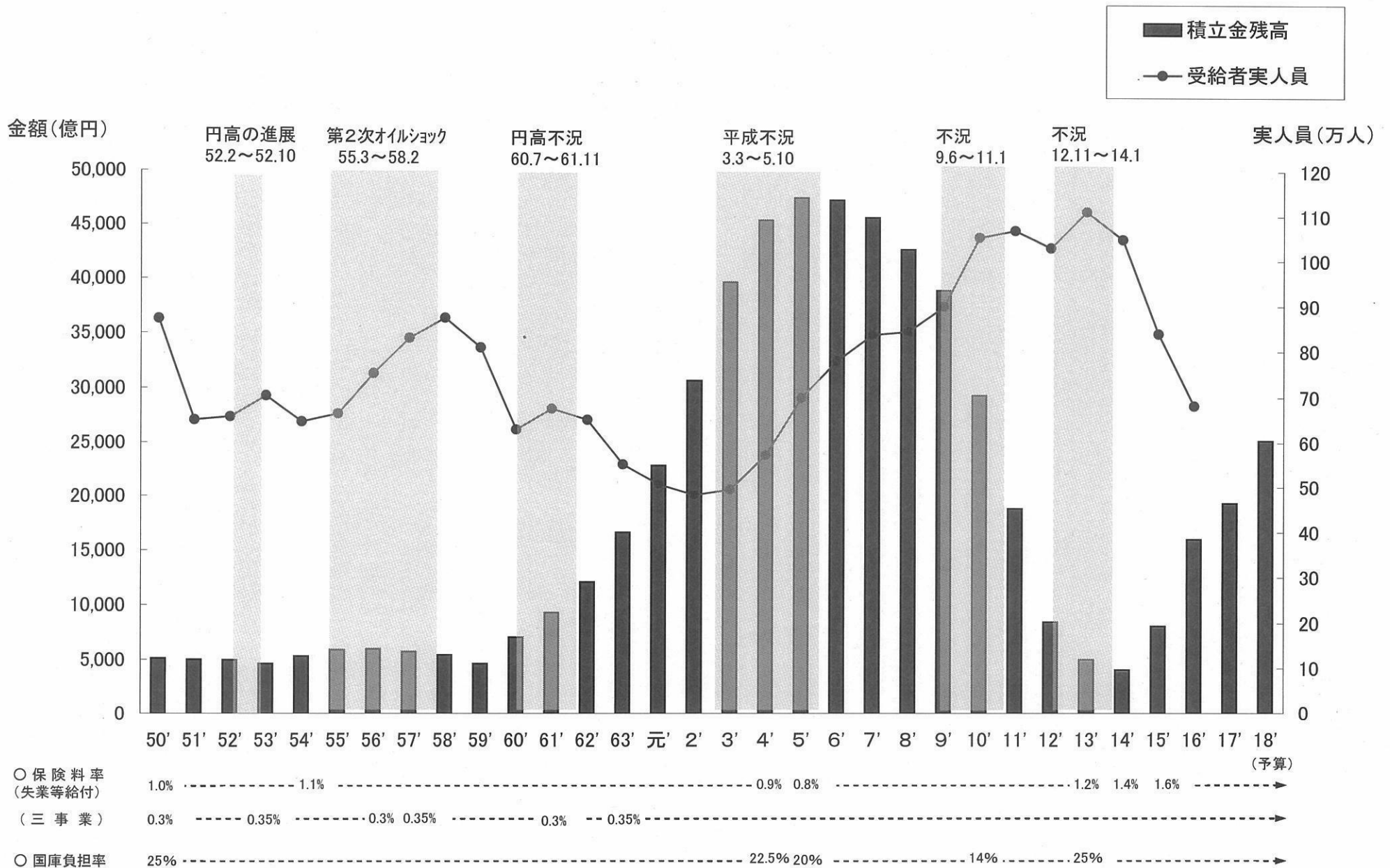
失 業 等 給 付 関 係 収 支 状 況

(単位：億円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 (予 算)	18年度 (予 定)
収 入	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	27,743	28,756
うち 保 険 料 収 入	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,326	24,531
うち 失業等給付に係る 国 庫 負 担 金	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	4,253	3,939
支 出	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	24,392	22,947
(うち 失業等給付費)	(25,138)	(26,007)	(25,292)	(19,618)	(14,672)	(21,782)	(20,459)
うち 求職者給付費	21,764	22,498	21,469	16,275	12,094	15,918	14,695
差 引 剩 余	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	3,351	5,809
積 立 金 残 高	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	19,377	25,186

(注) 1. 予算の「支出」には、予備費(17' 1,350億円、18' 1,240億円)が計上されている。

2. 数値は、それぞれ四捨五入している。



注) 1. 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が1.6%とされたが、法律の附則により平成15年度及び平成16年度は暫定的に1.4%とされた。
 2. 国庫負担率については、昭和50年度から平成3年度までの間は原則1/4であるが、昭和50年度、51年度、53年度、57年度、58年度については高率国庫負担により1/3とされた。